



創業支援資金のご案内



新規の創業資金、創業後間もない時期の事業資金を調達したい方に

次の「ご利用いただける方」で、かつ下の要件1～3のうちいずれかを満たしている方が、ご利用いただけます。

創業支援資金をご利用いただける方

- 創業する事業が、信用保証協会の保証対象業種であること。
- 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）を滞納していないこと。分社化しようとする法人については納付すべき事業税を滞納していないこと。
- 認可事業の場合は、原則として許認可を受けていること。

要件

1【創業前】

事業を営んでいない方で、個人または法人として杉並区内で創業しようとする方で次の①②を満たす方。

- ① 融資申込み金額以上の自己資金額等があること。
- ② 個人事業は1か月以内の開業、法人は2か月以内に会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること。

2【創業後】

事業を営んでいない方が、個人または法人として杉並区内で創業し、創業した日※1から1年未満の方。

※1 創業した日とは・・・法人の場合は登記簿上の設立年月日、個人の場合は原則として「個人事業の開業・廃業等届出書」上の開業日です。ただし状況によっては、売上の発生等の事業の開始が確認できる日とします。

3【分社化】

中小企業者である法人で、区内で分社化※2しようとする具体的な計画を有する方または分社化により設立された日から1年未満の方。

※2 分社化とは・・・中小企業者である法人が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

- ・支店や営業所を開設する場合や、事業拡大に伴い事業所等を新たに開設する場合などは対象となりません。
- ・すでに杉並区外で創業（法人登記や個人事業の届出を行った場合等）済みで杉並区内に移転した場合は、創業した日から1年未満でも対象とはなりません。

融資条件

資金使途	限度額	貸付期間（注1）	表面利率	本人負担利率	利子補給利率	保証
運転資金 設備資金	1,500万円	運転資金 7年以内 設備資金 9年以内 (据置1年以内含む)	2.00%	0.50% 住環境と調和した業種優遇（注2） 0.30%	1.50% 1.70%	信用保証協会（注3）

（利率は年利）

（注1）運転設備併用の場合は、貸付期間は7年とします。

（注2）住環境と調和した業種（情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種。「住環境と調和した業種一覧」をご覧ください）の場合、0.2%優遇します。

（注3）信用保証協会の保証条件として、連帯保証人が必要な場合があります。また、取扱金融機関の承諾があれば、信用保証協会の保証を必要とせず、保証内容を保証人・担保などにもすることも可能です。

※ 据置期間経過後、繰り上げ返済は可能ですが、その時点で利子補給は停止となります。

申込み時の注意

● 自己資金額の算出方法（要件1【創業前】の方のみ）

自己資金額 = (1) - (2)

（1）創業しようとする者が事業に充てるために用意した次の①から⑥の合計額

- ① 残高の確認できる預貯金
- ② 客観的に評価が可能な有価証券に保証協会の定める評価率を乗じたもの
- ③ 敷金、入居保証金
- ④ 資本金・出資金に充てる資金
- ⑤ 融資申込み前に導入した事業設備（不動産を除く）
- ⑥ 客観的に評価可能な資産（不動産を除く）

（2）次の①及び②の合計額（借入金）

- ① 残存返済期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等長期返済を前提とする借入金の年間返済予定額の2年分
- ② その他の借入金全額

事業の着手状況、自己資金額算定にあたっての確認書類（コピー提出）

チェック	確認書類	
<input type="checkbox"/>	預貯金	預金通帳又は預入日及び満期日が表示された証書等預金残高の推移が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	有価証券	取引通知書、計算書又は投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	敷金・入居保証金	賃貸借契約書及び預り証等の差入れ金額等の確認ができるもの
<input type="checkbox"/>	資本金・出資金	株式払込金保管証明書・出資払込金保管証明書等又はその会社を代表すべき者が作成した発行価格の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、「取引明細等払込取扱機関が作成した書面」または「払込取扱機関における口座の預金通帳の写し」を添付したもの
<input type="checkbox"/>	融資申込み前に導入した事業用設備	領収書等支出した金額が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	その他自己資金	金額が確認できる客観的な証明書類
<input type="checkbox"/>	借入金	返済予定表又は借入残高が確認できるもの及び借入の始期、終期が確認できるもの等の写し

申込みに必要な書類一覧

チェック	必要書類	これから創業する方	創業して一年未満の方	分社化する方	分社化して一年未満の方	
1	<input type="checkbox"/> 融資あっせん申込書(創業支援用) 第1号様式(丁)	○	○	○	○	提出
2	<input type="checkbox"/> 事業計画書(区指定様式)	○	○	○	○	提出
3	<input type="checkbox"/> 月次資金繰り及び月次損益計画表 ※原則2年分	○	○	○	○	提出
4	<input type="checkbox"/> 申込者(または法人代表者)の住民税(市区町村民税と都道府県民税)の納税証明書(課税証明書ではありません)または非課税証明書 ※2年度(最新年度と前年度)分必要です。 ①最新年度____年度(____年中所得分)②前年度____年度(____年中所得分)	○	○	○	○	提示
5	<input type="checkbox"/> (分社化する法人の場合) 法人事業税と法人都民税の納税証明書 ※最新のもの			○		提示
6	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書(登録実印または法人実印) ※発行後3か月以内のもの	○	○	○	○	提示
7	<input type="checkbox"/> (法人、法人設立済の場合) 履歴事項全部証明書(旧:商業登記簿謄本)コピー ※発行後3か月以内のもの		○	○	○	提出
8	<input type="checkbox"/> (個人で開業届届出済みの場合) 個人事業開業届出書コピー ※税務署受領印のあるもの		○			提出
9	<input type="checkbox"/> (個人開業1年未満で決算を行った場合) 所得税の確定申告書控え及び決算書一式(コピー)		○			提出
10	<input type="checkbox"/> (法人、法人設立1年未満で決算を行った場合) 法人税の確定申告書控え及び決算書一式(コピー)		○	○	○	提出
11	<input type="checkbox"/> (設備資金を申込み場合) 業者の正式な見積書(業者の押印があるもの)のコピー ※必要に応じて、図面・カタログ等をお持ちいただく場合があります ※支払済の設備資金は、融資対象になりません。	○	○	○	○	提出
12	<input type="checkbox"/> (許認可を既に受けている場合) 許可証等のコピー	○	○	○	○	提出
13	<input type="checkbox"/> (法律による資格が必要な場合) 資格または技術の所有を証明する書類のコピー	○	○	○	○	提出
14	<input type="checkbox"/> (勤務経験がある場合) 雇用証明書	○	○	○	○	提出
15	<input type="checkbox"/> 印鑑(登録実印または法人実印) ※法人設立前で実印未作成の場合は、代表者の実印	○	○	○	○	持参

※納税証明書は領収書でも可。その場合は納税通知書も一緒に提示してください。

※場合により、上記以外の書類が必要となることがあります。

※修正液の使用は不可です。記入を訂正する場合は、訂正印を押してください。

※「提出」と表示している書類: 融資実行の有無にかかわらずお返ししません。

※「提示」と表示している書類: 審査時に確認後ご返却します。

各種証明書の請求場所

住民税の納税証明書 印鑑証明書(個人実印)	区民課区民係(区役所1階)、課税課区民税係(区役所2階)または区民事務所 ※杉並区外の方は住民登録地の区市町村役所(役場)
個人事業税、法人事業税・法 人都民税の納税証明書	杉並都税事務所 杉並区成田東5-39-11 Tel 03(3393)1171
印鑑証明書(法人実印) 履歴事項全部証明書	東京法務局杉並出張所 杉並区今川2-1-3 Tel 03(3395)0255

【住環境と調和した業種】

1 下表の業種

番号	項目名称	番号	項目名称
371	固定電気通信業	741	獣医学業
372	移動電気通信業	742	土木建築サービス業
373	電気通信に附帯するサービス業	743	機械設計業
382	民間放送業（有線放送業を除く）	744	商品・非破壊検査業
383	有線放送業	745	計量証明業
391	ソフトウェア業	746	写真業
392	情報処理・提供サービス業	749	その他の技術サービス業
401	インターネット附随サービス業	791	旅行業
411	映像情報制作・配給業	792	家事サービス業
412	音声情報制作業	793	衣服裁縫修理業
413	新聞業	794	物品預り業
414	出版業	799	他に分類されない生活関連サービス業
415	広告制作業	8023	劇団
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	8024	楽団、舞踏団
432	一般乗用旅客自動車運送業（福祉輸送事業限定に限る）	8025	演芸・スポーツ等興行団
4391	特定旅客自動車運送業（介護タクシーに限る）	823	学習塾
674	保険媒介代理業（少額短期保険代理業を除く）	824	教養・技能教授業
6752	損害査定業	832	一般診療所
681	建物売買業、土地売買業	833	歯科診療所
682	不動産代理業・仲介業	834	助産・看護業
694	不動産管理業	835	療術業
721	法律事務所、特許事務所	8361	歯科技工所
722	司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	8544	訪問介護事業
723	行政書士事務所	911	職業紹介業
724	公認会計士事務所、税理士事務所	912	労働者派遣業
725	社会保険労務士事務所	921	速記・ワープロ入力・複写業
726	デザイン業	922	建物サービス業
727	著述・芸術家業	923	警備業
7281	経営コンサルタント業	9291	ディスプレイ業
729	その他の専門サービス業	9292	産業用設備洗浄業
731	広告業	9293	看板書き業
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業

※番号と項目名称は、日本標準産業分類に準拠したものです。

2 上の表に掲げる業種のほか、在宅生活を支える高齢者の介護サービスまたは障害者の支援サービスを提供する事業を行う場合は、当該の業種も対象となります。

面談の予約

必要書類が整いましたら、下記までお電話で面談日時の予約をしてください。

予約先・電話番号	杉並区産業振興センター中小企業支援係 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2階 TEL 03(5347)9182(直通)
曜日・時間帯	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～17:00

※ 面談日までに、融資を希望する取扱金融機関に区の制度で融資を申込予定であることを伝え、保証の内容を確認してください。

※ 面談に要する時間は1時間程度です。面談開始時刻の10分位前にお越しください。

※ 相談員（中小企業診断士）が事業計画の作成支援を行います。合わせて創業に関する相談に対応します。事業計画の作成の状況によっては面談は複数回に渡って行う場合があります。

東京信用保証協会とは

創業しようとする方、またはすでに創業している中小企業者が金融機関から事業上の資金を借りる場合に、その保証人となって借入を容易にし、事業の健全な発展を支援する公的機関です。保証を受ける際には、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

【創業の信用保証制度に関する問い合わせ】東京信用保証協会 創業アシストプラザ

中央区八重洲2-6-17 東京信用保証協会本店3F

TEL: 3272-2279 FAX: 3272-2508

お問い合わせ・お申込みは

杉並区産業振興センター 中小企業支援係

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2階

TEL 5347-9182(直通) FAX 3392-7052